

学びの場の変更に係る 「段階的な検討の プロセス」の手引

～ 校内支援体制の更なる充実に向けて ～



令和6年1月

鹿児島県教育委員会

はじめに

少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、特別支援教育に関する保護者等の理解や認識の深まりとともに、特別支援学校だけでなく、小中高等学校等においても、特別支援教育を必要とする児童生徒が増加しています。

このような中、令和5年3月に「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について（通知）」が発出されました。この通知では、「全ての教師が、障害のある児童生徒を含め多様な児童生徒が通常の学級に在籍していることを前提として、全ての児童生徒に対し、高い学習成果が得られるよう、わかりやすい授業づくりを進めることが求められる」と示されています。また、「通常の学級担任等が、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人一人の実態を適切に把握し、集団における授業の工夫や合理的配慮の提供を行うことが重要である」とされています。

具体的には、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、まずは通常の学級において、学級全体に対してわかりやすい授業の工夫を行うことが重要です。その上で、ICTを含む合理的配慮の提供、特別支援教育支援員の配置などにより、十分に学べるのかを検討します。さらには、特別支援学校のセンター的機能の活用や外部の専門家と連携しながら支援する必要があるのかを検討します。このように、通常の学級の中でできうる方策を十分に検討した上で、自立活動など特別の教育課程が編成できる通級による指導や特別支援学級の必要性など、学びの場について検討するという「段階的な検討のプロセス」が大切です。

すなわち、学びの場の変更について検討する際は、児童生徒の状態等だけではなく合理的配慮を含めてどのような支援を行い、その結果、児童生徒の困難さの軽減につながったか、といった「支援の結果」を踏まえることが重要です。例えば、自閉スペクトラム症の診断を受けているAさんが、合理的配慮により、通常の学級で充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けることができているならば、Aさんにとっては通常の学級が最も適切な学びの場であると言えます。

本県では、このような「段階的な検討のプロセス」を具体的に推進するため、小・中学校等教職員のための手引を作成しました。各学校において、本手引を活用していただき、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できるための校内支援体制の更なる充実に努めていただきますようお願いいたします。

令和6年1月

鹿児島県教育庁特別支援教育課長

萩之内 靖

目次

本手引の活用方法	1
学びの場を段階的に検討するプロセスのフローチャート	2
ステップ1「“分かりやすい授業のポイント”を押さえているか確認しましょう。」	3
ステップ2「個別の配慮(合理的配慮を含む)を検討しましょう。」	4
ステップ3「学校外の専門家等に相談しましょう。」	5
ステップ4「通級による指導の利用について検討しましょう。」	6
ステップ5「特別支援学級の入級について検討しましょう。」	7
その他①「校内委員会で、児童生徒の状態等を共有したり、指導や支援の在り方を検討したりしましょう。」	8
その他②「本人や保護者に、学びの場について資料を基に説明しましょう。」	8
その他③「市町村教育委員会主催の「就学教育相談会」に申し込む前に、保護者に学びの場について資料を基に丁寧に説明しましょう。ステップ1～5について再度確認しましょう。」	9
その他④「通級による指導を利用している、又は、特別支援学級に在籍している児童生徒についても、毎年学びの場について検討しましょう。」	9
事例1「授業中、離席が多く見られる児童に対する検討のプロセス」	10
事例2「読み書きが困難な児童に対する検討のプロセス」	11
事例3「学習の定着が難しい生徒に対する検討のプロセス」	12
学びの場を段階的に検討するプロセスの年間スケジュール(例)	13
別冊 資料集【QRコード】	14

本手引の活用方法

本手引は、「文字を読んだり書いたりすることが難しい」、「授業中に離席が頻繁に見られる」、「友達とのトラブルになることが多い」など学習上又は生活上の困難が見られる児童生徒に対して、

- ① 校内で支援を検討する際は、どのような手順で、何を用いたらよいか。
- ② 校内で、通常の学級から、通級による指導や特別支援学級といった、学びの場の変更を検討する際は、どのような手順で行ったらよいか。

について、基本的な考え方や手順、資料等を示しています。

特に、学びの場の変更については、現在の学びの場でどのような支援を実施し、その有効性はどうか、という「支援の結果」を踏まえた、校内委員会での丁寧な検討が必要です。

そこで、ステップ1～5まで五つの段階に分けて、各段階において確認していただきたいことや検討していただきたいことを提示しました。併せて、「担任を中心に検討すること」や、「校内委員会を中心に検討すること」など、各段階ごとの中心的な役割についても示しました。

資料については、別冊の資料集にQRコードを併せて掲載しています。

担任や特別支援教育コーディネーター等が連携してチェックを入れるなどして、学校全体で共有し、活用してください。



学びの場を段階的に検討するプロセスのフローチャート

「児童生徒の学習上又は生活上の困難が見られる」

👉 まず、ステップ1～3に取り組むことが大切です。

ステップ1 (担任を中心に検討)

“分かりやすい授業”のポイントを押さえているか確認しましょう。(p3)

十分な効果が見られない

効果がある

支援の継続

ステップ2 (担任・校内委員会を中心に検討)

個別の配慮(合理的配慮を含む)を検討しましょう。(p4)

十分な効果が見られない

効果がある

支援の継続

ステップ3 (校内委員会を中心に検討)

学校外の専門家等に相談しましょう。(p5)

十分な効果が見られない

効果がある

支援の継続

ステップ4 (校内委員会を中心に検討)

通級による指導の利用について検討しましょう。(p6)

十分な効果が見られない、
該当しない等

効果がある

支援の継続

ステップ5 (校内委員会を中心に検討)

特別支援学級の入級について検討しましょう。(p7)

その他

校内委員会で、児童生徒の状態等を共有したり、指導や支援の在り方について検討したりしましょう。(p8)

本人や保護者に、学びの場について資料を基に説明しましょう。(p8)

「就学教育相談会」に申し込む前に、「ステップ1～5」について再度確認しましょう。(p9)

通級による指導を利用している、又は、特別支援学級に在籍している児童生徒についても、毎年学びの場について検討しましょう。(p9)

“分かりやすい授業”のポイントを押さえているか確認しましょう。

- ☞ □ 黒板周りの掲示物を精選しているか確認しましょう。(注意集中が持続しやすくなる!)



- ☞ □ 見通しがもてるように、活動の順番を伝えているか確認しましょう。(今することが明確に分かると取り組める!)

- ☞ □ 指示等を視覚的に提示しているか確認しましょう。(聞き漏らしがあってもいつでも確認できる!)

- ☞ □ 体を動かす場面を意図的に設定しているか確認しましょう。(移動したり立ったりする活動を入れると集中力アップ!)

- ☞ □ 板書を書き写す時間と、話を聞く時間を分けているか、確認しましょう。(書く活動, 聞く活動にじっくり取り組める!)

- ☞ □ 称賛する場面を設定しているか確認しましょう。(友達や先生からの称賛で学習意欲アップ!)

※ 他の教師(特別支援教育コーディネーターや管理職等)に授業を参観してもらい、改善のアドバイスをもらいましょう。

※ 「授業におけるユニバーサルデザインチェックリスト」(資料①)や、新学年別知能検査(教研式サポート)の「新学年別知能検査の分析と活用」(資料②③)を活用しましょう。

個別の配慮（合理的配慮を含む）を検討しましょう。

☞□ 例えば、次のような個別の配慮について検討しましょう。

○ 板書を書き写すことが難しい児童生徒には…



板書をタブレット端末で撮影する。

○ 漢字を読むことが難しい児童生徒には…



振り仮名を付ける。音声読み上げ機能を活用する。

→ 学習指導要領解説「指導計画の作成と内容の取扱い」に示されている事項をまとめた、「児童生徒の障害の状態に応じた指導の工夫」を参考にしましょう（資料④）。

→ 始良市教育委員会作成「得意なこと・苦手なことシート」は、子どもの実態を把握したり、個別の配慮を検討したりする上で参考になります（資料⑤：始良市ホームページからダウンロード可）。

→ 合理的配慮については、資料⑥⑦を参照してください。

☞□ 個別の指導計画を作成しましょう。

→ 児童生徒の実態を客観的・多面的に把握するために、新学年別知能検査（教研式サポート）の知能偏差値（ISS）やA式知能・B式知能の差を確認したり（資料②③）、「LD・ADHD等気付きのためのチェックリスト」（資料⑧）を記入したりしましょう。

☞□ 校内委員会で、現在配置されている特別支援教育支援員の活用について検討しましょう。

→ 特別支援教育支援員を活用する際は、個別の指導計画における目標や支援方法等を特別支援教育支援員と共有しましょう（資料⑨）。

学校外の専門家等に相談しましょう。

学校外の専門家等に相談する際は、担任のみの判断ではなく、校内委員会で検討し、管理職の了承を得ましょう。

- ☞ □ 特別支援学校の巡回相談を活用し、各地域の特別支援学校の特別支援教育コーディネーターに授業の様子等を見てもらい、相談したり助言をもらったりしましょう。



- ☞ □ 市町村教育委員会指導主事等に授業を見てもらい、相談したり助言をもらったりしましょう。

- ☞ □ 児童生徒の状態等によっては、保護者と話し合い、学校医や地域の医療機関、福祉機関等への相談を検討しましょう。

→ 相談できる機関については、学校の巡回相談を担当している特別支援学校の特別支援教育コーディネーターや市町村教育委員会、市町村障害福祉課等にお問い合わせください。

→ 本県では、障害等の専門家が学校を訪問し、教員に児童生徒への関わり方等について指導や助言等を行う「障害児等療育等支援事業」における「施設支援一般指導事業」を行っています（資料⑩）。事業の利用を希望する場合は、担当地域の施設に直接連絡してください。

- ☞ □ 関係機関による支援が必要な際は、個別の教育支援計画を作成しましょう。

通級による指導の利用について検討しましょう。



通級による指導では、週に1～3時間程度、特別の指導の場で、自立活動の指導を行います。

- ※ 自立活動の指導とは、個々の児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動です。（「各教科の遅れを補充するための指導」ではありません。）
自立活動の内容として、6区分27項目が設定されています（資料⑪⑫）。

- ☞ □ 「特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の対象」（資料⑬）や「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）【第756通知】」（資料⑰）を参照して、児童生徒が、通級による指導の対象となる障害の種類及び程度に該当するか確認しましょう。
 - 「LD・ADHD等気付きのためのチェックリスト」（資料⑧）を参考にしましょう。
 - 「障害のある子供の教育支援の手引」（文部科学省）、「就学相談・支援の手引」（県教委）を参考にしましょう。
- ☞ □ 通級による指導の利用が望ましいと考えられる場合は、どのような自立活動の内容や取組等が必要になるか検討・整理しましょう（資料⑪⑫）。
- ☞ □ 自校の通級指導教室を確認しましょう。自校にない場合、他校の通級指導教室について確認しましょう。
 - 通級による指導を受けると、参加が難しくなる授業が生じます。また、他校の場合は保護者の送迎が必要になります。
 - 現段階では、鹿児島県は実施していませんが、巡回型の通級による指導という方法もあります。

特別支援学級の入級について検討しましょう。



特別支援学級は、通常の学級における指導では十分な成果をあげることが困難であり、自立活動の指導が必要な児童生徒が在籍します。

※ 特別支援学級では、原則として、週の授業時数の半分以上を目安として、特別支援学級において、児童生徒一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行います。

☞□ 「特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の対象」（資料⑬）や「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）【第756通知】」（資料⑰）を参照して、児童生徒が、特別支援学級の対象となる障害の種類及び程度に該当するか確認しましょう。

- 知的障害の対象：知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通や社会生活への適応等が困難な状態にある児童生徒です。
 - 新学年別知能検査（教研式サポート）の知能偏差値（ISS）や、個別式の知能発達検査（WISC等）のIQ、SM式社会能力検査等で確認しましょう。
 - 学習が遅れていることのみ児童生徒は、特別支援学級の対象ではありません。
- 自閉症の対象：他人と意思疎通及び対人関係の形成が困難な状態にある児童生徒です。
- 「LD・ADHD等気付きのためのチェックリスト」（資料⑧）を参考にしましょう。
- 「障害のある子供の教育支援の手引」（文部科学省）、「就学相談・支援の手引」（県教委）を参考にしましょう。

☞□ 入級が望ましいと考えられる場合は、どのような自立活動の内容や取組等が必要になるか検討・整理しましょう（資料⑪⑫）。

その他①

校内委員会を中心に検討

校内委員会で、児童生徒の状態等を共有したり、指導や支援の在り方を検討したりしましょう。

ステップ1～5は、担任の実践と、年間を通して定期的に行われる校内委員会（学年部会等）での検討を循環させて取り組むことが大切です。あわせて、巻末に年間スケジュールの例を示しましたので、参考にしてください。

具体的には、これまでの担任の実践について、校内委員会（学年部会等）で検討することで、児童生徒の状態等を共有したり、指導や支援の在り方についてアイデアをもらったりすることができます。そのために、「校内委員会等での検討シート」（資料⑭）を活用する方法があります。



その他②

担任や特別支援教育コーディネーターを中心に検討

本人や保護者に、学びの場について資料を基に説明しましょう。



学びの場の変更や、市町村教育委員会が主催している「就学相談会」への申込みについて、本人や保護者に提案したり、相談したりする際は、県教委が作成している資料「全ての子供たちが笑顔で学校生活を送るために」を配付し、通級による指導や特別支援学級の教育課程等について丁寧に説明しましょう（資料⑯）。

通級指導教室や特別支援学級への見学や体験等の機会を設定することも大切です。

その他③

校内委員会を中心に検討

「就学教育相談会」に申し込む前に、「ステップ1～5」について再度確認しましょう。

市町村教育委員会が主催している「就学教育相談会」に申し込む前に、手引の「ステップ1～5」において、これまでにどのように検討したりどのような支援を行ったりしたか、「“段階的な検討のプロセスの手引”を踏まえた校内委員会等での検討のまとめ」に整理しましょう(資料⑮)。整理した後は、必要に応じて「就学教育相談会」に資料として提出しましょう。

その他④

校内委員会を中心に検討

通級による指導を利用している、又は、特別支援学級に在籍している児童生徒についても、毎年学びの場について検討しましょう。

通級による指導を利用している、又は、特別支援学級に在籍している児童生徒が、「通常の学級において、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていける」と担任等が判断した場合は、校内委員会で、通級による指導の終了や、通常の学級に学びの場を変更することを検討しましょう。基本的には、本人や保護者の合意を得て、校長が判断し、市町村教育委員会に報告します。

担任は、通常の学級で学ぶ上で必要となる合理的配慮等を整理し、個別の教育支援計画や個別の指導計画に記入しましょう。校内委員会で確認後、次の担任に確実に引き継ぎましょう。



【段階的な検討のプロセス:事例1】

授業中、離席が多く見られる児童に対する検討のプロセス

小学校2年生です。得意な教科は算数で、割り算も暗算で解くことができました。新学年別知能検査(教研式サポート)では、ISS58でした。

一方で、授業中、いろいろな物や音が気になり、授業に集中することに困難さがありました。例えば、席を立って、黒板の横に張ってある献立表を見に行ったり、廊下から聞こえてくる音を確認しに行ったりすることがたびたび見られました。



昨年度の担任に確認したところ、本児童を含めて他の児童も教室内の掲示物を気にすることがあったため、掲示物を黒板周りに掲示しないように配慮していたとのことでした。

そこで、担任は、手引の「ステップ1」にあるように、黒板周りの掲示物を精選することから始めました。具体的には、黒板横の掲示板に、簡易のカーテンを取り付け、授業中はカーテンで掲示物を覆い、黒板のみが見えるようにしました。



また、保護者に、音が気になっている様子について伝えたところ、保護者は、家庭で宿題をするときは、「イヤーマフ(防音保護具)」を使っていると話されました。

そこで、「ステップ2」を踏まえ、授業中に音が気になるときは「イヤーマフ」を使用することを本人と保護者に提案しました。



「ステップ1」と「ステップ2」を踏まえた取組の結果、授業中の離席はほとんどなくなり、集中して参加する姿が多く見られるようになりました。

本取組について個別の指導計画にまとめ、次の担任に引き継ぐようにしました。

【段階的な検討のプロセス:事例2】 読み書きが困難な児童に対する検討のプロセス

小学4年生です。授業中、担任の質問に正確に答えたり、自分の意見を堂々と発表したりすることができました。一方で、教科書を読むことが苦手で、同じ行を繰り返し読んだり、読み間違える漢字が多かったりするので、音読にとても時間が掛かりました。また、板書を書き写す際も、黒板のどこを書いているのか分からなくなったり、へんつくりを逆にするなど漢字を間違えて書いたりすることがありました。「LD, ADHD等気付きのためのチェックリスト」を付けると、「読む」と「書く」領域がそれぞれ13ポイントでした。



昨年度の担任は、手引の「ステップ1」として、板書を書き写す時間を明確に設定し、安心して書けるようにしたり、「ステップ2」として、読むことが難しい漢字に、特別支援教育支援員が振り仮名を付けたりする取組を行いました。また、「ステップ3」として、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターに本児童の様子を見てもらいました。その結果、視線をすばやく動かす活動や、音読や板書の際にタブレット端末を活用することの有効性について助言をもらいました。

個別の指導計画に、これまで行ってきた支援等が整理されており、丁寧な引継ぎを受けました。

これまでの「ステップ1～3」を踏まえても、本児童の困難さが十分に改善されなかったため、担任は「ステップ4」として校内委員会での検討を特別支援教育コーディネーターに依頼しました。校内委員会では、「視線をすばやく動かす活動や、タブレット端末の活用等について、自立活動の指導として計画的・継続的に取り組むことが、本人の更なる成長につながるのではないか」との協議がなされました。また、本児童の状態を、第756通知の「通級による指導」における「学習障害者」に該当すると考え、「通級による指導」を利用することが、本人の教育的ニーズに最も的確に応えることができると判断しました。

保護者にも、県教委作成資料を配付して、通級による指導について説明し、合意を得て「就学教育相談会」に申込みました。

市教育委員会の判断は、「通級による指導 (LD) を利用することが望ましい」とのことでした。現在、週に1回、通級指導教室で自立活動の指導に取り組んでいます。



【段階的な検討のプロセス:事例3】 学習の定着が難しい生徒に対する検討のプロセス

中学校1年生です。運動することが得意で、陸上部で活躍していました。真面目な性格で、宿題にも一生懸命に取り組めますが、基礎的な計算プリントに3～4時間掛かっていました。漢字の読み書きも苦手で、小学校4年生以上の漢字になると困難でした。宿題を提出できない日が増えており、「部活をやめた方がよいのではないか」と悩んでいました。学習したことの定着が難しく、テストの正答率は1～2割でした。

小学校からは、「努力家であるが、授業内容を十分に理解することが難しい。同年代の友達と会話がかみ合わないために、下学年の友達と遊ぶことが多い。」との引継ぎを受けました。

担任は、手引の「ステップ1」を参考に、授業中は、言葉での説明に加えて、視聴覚教材も活用し、理解が深まるように工夫しました。また、「ステップ2」として、保護者や本人と話し合い、宿題の量を調整する配慮を行いました。

しかし、本人から、「授業が分からないのできつい。学校に行きたくないと思うこともある。」との相談もあり、「ステップ3」として開催した校内委員会で、個別式の知能検査の実施を含めて、地域の医療機関に相談しては、との協議がなされました。医療機関に、学校での様子やこれまでの取組を伝えるために、保護者の承諾を得て、個別の指導計画を提出しました。診察の結果、「他の疾患はないが、個別式の知能検査においてIQ65であり、当該学年の授業内容を十分に理解することは難しいと推測される」との報告がありました。

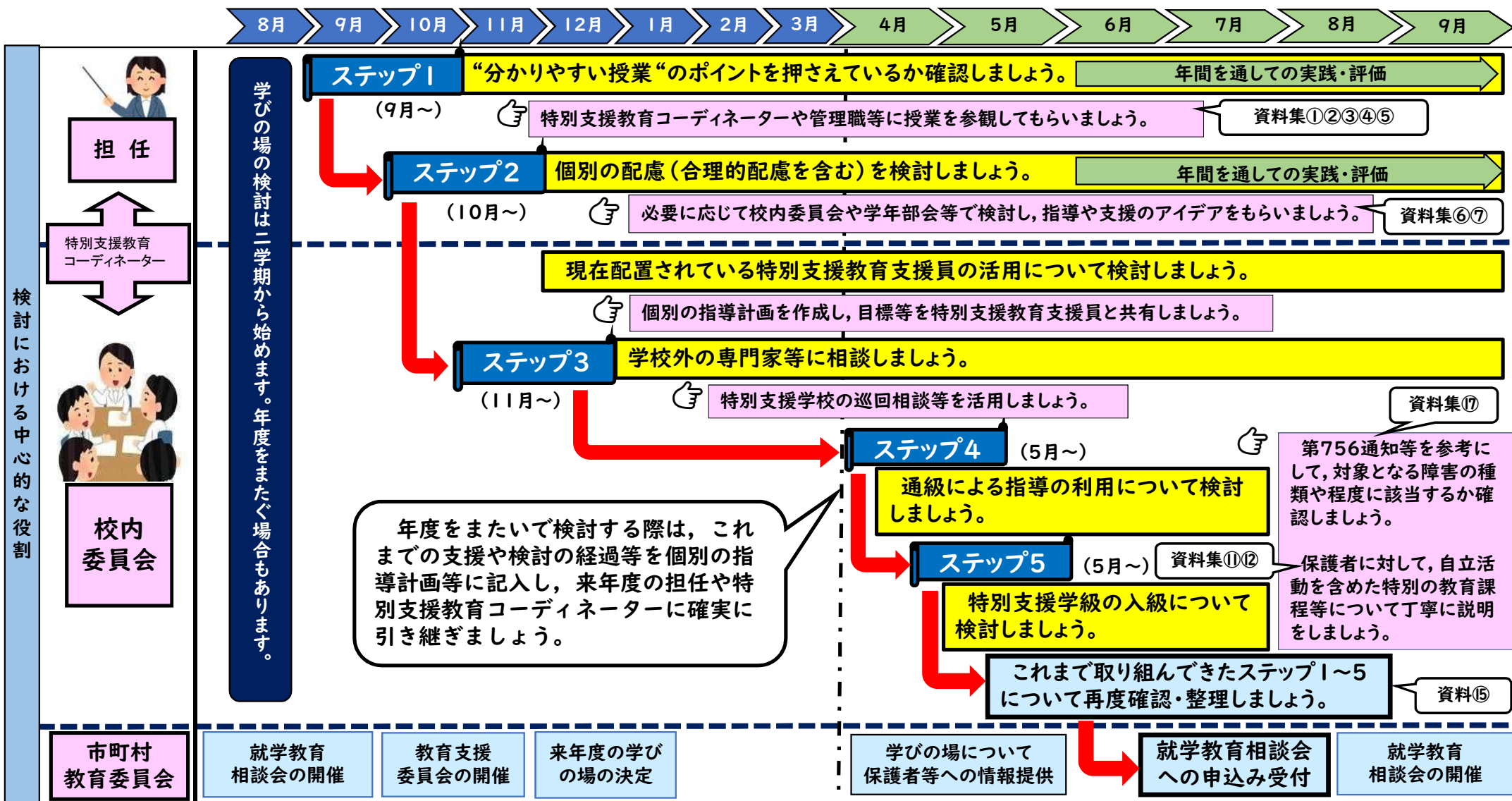


「ステップ4・5」として開催した校内委員会では、「下学年の教科の内容に丁寧に取り組んだり、コミュニケーションについて自立活動の指導をしたりすることが、本生徒の更なる成長につながるのではないかと話し合われました。本生徒の状態を第756通知の「特別支援学級」における「知的障害者」に該当すると考え、「特別支援学級において特別の教育課程を編成して学習することが、教育的ニーズに最も的確に答えることができる」と判断しました。

保護者に、特別支援学級について資料を基に説明し、合意を得て「就学教育相談会」に申込みました。市教育委員会の判断は、「知的障害特別支援学級の入級が望ましい」とのことでした。入級後、自分のペースで楽しく学習しています。



学びの場を段階的に検討するプロセスの年間スケジュール(例)



資料のQRコード

学びの場の変更に係る「段階的な検討のプロセス」の手引・資料集

本手引に記載している資料は、鹿児島県教育委員会のホームページに掲載しています。

鹿児島県教育委員会 段階的な検討のプロセス






トップページ





ステップ1


「授業におけるユニバーサルデザインチェックリスト」 (資料①)	「新学年別知能検査の分析と活用」(資料②)	「知能検査等の活用」 (資料③)
		

ステップ2

「児童生徒の障害の状態等に応じた指導の工夫」 (資料④)	「得意なこと・苦手なことシート」(資料⑤)	「法的義務になった学校現場での合理的配慮の提供」(資料⑥)
		




<p>「充実した合理的配慮の提供に向けて」(資料⑦)</p>	<p>「LD・ADHD等気付きのためのチェックリスト」(資料⑧) 【Excel】</p>	<p>「特別支援教育支援員の効果的な活用について」(資料⑨)</p>
		

ステップ3

<p>「障害児等療育支援事業における『施設支援一般指導事業』について」(資料⑩)</p>




ステップ4

ステップ5

<p>「子供たちが主体的によりよく生きていく力を身に付けるために」(資料⑪)</p>	<p>「自立活動の内容6区分27項目」(資料⑫)</p>	<p>特別支援学校, 特別支援学級, 通級による指導の対象 (資料⑬)</p>
		

「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)【第756通知】(資料⑰)」	「障害のある子供の教育支援の手引」(文部科学省)	「就学相談・支援の手引」(県教委)
		

その他

「校内委員会等での検討シートについて」(資料⑭)	「校内委員会等での検討シート」(資料⑭)【Excel】	「“段階的な検討のプロセスの手引”を踏まえた校内委員会等での検討のまとめ(記入例)」(資料⑮)
		
「“段階的な検討のプロセスの手引”を踏まえた校内委員会等での検討のまとめ」(資料⑮)【Word】	「全ての子どもたちが笑顔で学校生活を送るために」(資料⑯)	
